

定 款

マーチャント・バンカーズ株式会社

制定	昭和 22年2月20日
改定	22年9月10日
	23年2月16日
	23年5月7日
	23年5月31日
	23年8月18日
	24年5月30日
	25年5月27日
	26年5月30日
	27年5月30日
	28年5月26日
	29年11月25日
	32年5月28日
	34年11月28日
	37年5月29日
	38年11月28日
	41年5月28日
	45年5月27日
	47年5月27日
	50年5月27日
	54年2月20日
	54年4月1日
	57年6月23日
平成	3年6月27日
	6年6月29日
	8年6月27日
	14年6月27日
	15年6月27日
	16年6月25日
	17年6月24日
	18年6月27日
	19年6月26日
	20年6月26日
	21年6月24日
	22年6月23日
	22年11月19日
	23年6月23日
	24年6月27日
	25年6月25日
	27年6月25日
	28年6月28日
令和	1年6月27日
	4年6月28日
	5年6月28日
	8年1月29日

マーチャント・バンカーズ株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、マーチャント・バンカーズ株式会社と称し、英文では MBK Co.,Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (2) 信託受益権の保有及び売買
- (3) 投資顧問業
- (4) 債権の買取業務
- (5) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
- (6) 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出资金の集金代行業務
- (7) 不動産流動化コンサルタント業務
- (8) 有価証券の取得、保有、運用、投資及び証券仲介業若しくは金融商品取引仲介業
- (9) 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計及び建設コンサルタント業務
- (10) 不動産特定共同事業法にかかる業務
- (11) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋、投資業並びにアドバイザリー業務
- (12) ホテル、ビル並びに公共施設等に関する運営受託、保守管理並びに清掃等の業務
- (13) 電気設備、衛生空調設備、給排水設備、昇降機器類の保守管理業務及び運転業務
- (14) 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理並びにこれらの業務に関するアドバイザリー業務
- (15) 損害保険代理業
- (16) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、インターネットカフェ、遊技場、温浴施設、キャンプ施設、結婚式場、貸会場、美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (17) 前号に掲げる施設に係る会員制の利用権の売買及びその斡旋
- (18) 入居テナントの管理及び経営支援
- (19) 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、化粧品、書籍、文房具、玩具、インテリア用品、家具、調度品、什器、家庭用電気製品、かばん、袋物、冠婚葬祭用贈答品、衣類、衣料雑貨品、骨董品、煙草、喫煙具、切手、印紙及び日用品雑貨等の販売
- (20) 広告業及び広告代理業
- (21) 太陽光、太陽熱、風力、地熱及び潮力等を利用した発電によって生じる電気の供給、発電設備及び関連機器類の輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (22) 食料品、飲料及び飼料の輸出入、加工及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (23) 食品製造機械等の工業機械、並びに医薬品及び医療機器の開発、製造、輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (24) 石油、天然ガス等のエネルギー資源及び鉱物資源の輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
- (25) 経営一般に関するコンサルタント業務
- (26) 旅行商品の紹介

- (27) ブロックチェーン及び仮想通貨並びにそれらを活用したビジネスに関するコンサルティング、教育、研修
- (28) 各種情報システム及びソフトウェアの設計、開発、運営、保守並びにそれらに関するコンサルティング、教育、研修
- (29) インターネットを利用した各種商品の販売業務
- (30) インターネットを利用した情報提供サービス業務
- (31) インターネットを利用した広告宣伝業務
- (32) 防犯カメラの販売及び設置等、セキュリティに関する事業
- (33) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業及び解体工事業
- (34) 前各号に付帯する業務及び前各号の目的を達成するために必要な業務

第3条（本店）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億27百万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 14 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができます。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は委任状を株主総会ごとに、当会社に差出さなければならぬ。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役は 12 名以内とする。

第 20 条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

第 23 条（執行役員）

当会社は、取締役会の決議により執行役員をおくことができる。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集の通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催できる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条（員数）

当会社の監査役は 4 名以内とする。

第 31 条（選任）

監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤監査役）

監査役会はその決議によって常勤監査役 1 名以上を選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集の通知は、会日の 5 日前までに各監査役に発するものとする。

ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

第7章 附 則

第 42 条（会社法施行前の取締役及び監査役の責任免除）

平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 22 条及び第 29 条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役及び監査役の責任の免除については、なお効力を有する。